

個人情報・プライバシーの保護に関するプロバイダ等の対応について

— プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインの概要 —

2015年2月5日

株式会社日本総合研究所
法務部長 大谷和子

1. プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン策定・改訂の経緯

公表日	公表資料	内容
2002.05.24	プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン	プロバイダ責任制限法の施行に伴い、「著作権関係ガイドライン」とともに公表した。
2004.10.06	同上改訂版	被害者自らが被害の回復予防を図ることが困難と認められる重大な人権侵害事案について、法務省人権擁護機関からの削除依頼がプロバイダ等になされた場合の手続を明確にするため、ガイドライン等の一部改訂を行った。
2011.09.21	同上三訂版・別冊裁判例要旨	運用実態をふまえて、発信者情報開示請求標準書式（書式①）を若干修正、またガイドラインの注釈に、最近の裁判例を盛り込んだ。
2013.05.08	プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン別冊「公職の候補者等に係る特例」に関する対応手引き	2013年4月に公職選挙法の一部が改正され、プロバイダ責任制限法の特例（公職の候補者等に係る特例）が盛り込まれたことから、インターネットを利用した選挙運動等における名誉を侵害する情報が流通した場合の対応を示す「手引き」を公表した。
2014.12.26	プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン補訂版	2014年11月に私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（私事性的画像記録等被害防止法）が成立し、これにプロバイダ責任制限法の特例が盛り込まれたことから、私事性的画像記録の流通による自己の名誉等を侵害されたとする者からの送信防止措置の申出を受けた場合の対応について検討し、「名誉毀損・プライバシー関連ガイドライン補訂版（平成26年12月）」（以下「補訂版」）を作成した。

2. プライバシー侵害情報に関する記述の概要 (主としてプロバイダ責任制限法3条2項1号への該否判断の観点から)

情報の特徴	一般私人	公人等	裁判例 ※
氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先 ネット上に開示されると見知らぬ第三者からのアクセスを容易にし、私生活上の平穩を害されるおそれがある。	原則削除	公人等の職務、役職及びこれらに關係する住所・電話番号など広く知られているもの以外は原則削除	最高裁 H15.9.12 他
犯罪者の自宅住所等 犯罪報道は公共の利害に関するものとされるが、犯罪事実及びこれと密接に関連する事項の摘示に限られる。	原則削除	犯罪の実行場所等の住所を除き原則削除	東京高裁 H7.10.17 他
氏名・連絡先以外 学歴、病歴、資産、思想信条、前科前歴等プライバシーとしての保護の必要性が高い情報も多い反面、対象者に対する批評を目的とした開示については、批評の保護に関する配慮も必要。名誉毀損の観点からの評価も必要である場合が多い。	原則削除	職業上の事実であれば削除しない。私生活上の事実についても公職にある者としての適否の判断材料として開示された場合は削除困難。	最高裁 H6.2.8他

次ページにつづく

2. プライバシー侵害情報に関する記述の概要 (主としてプロバイダ責任制限法3条2項1号への該否判断の観点から)

前ページからのつづき

	情報の特徴	一般私人	公人等	裁判例 ※
写真・肖像等（被写体本人が識別可能な顔写真等）	被写体本人の不快感、困惑につながるほか、犯罪に利用されるおそれもある反面、被写体の人物・行動に対する批評において写真を掲載する必要性・有用性がある場合もある。	撮影の同意を得ていないことが明白な写真については削除可能（群像の一部、犯罪報道における被疑者の写真を除く）・撮影された写真の公表に不快感・精神的苦痛を感じると思われる場合は削除可能・未成年者の顔写真は原則削除	撮影の同意を得ていないことが明白な写真については、公人の職務に関する事項など社会の正当な関心事といふことのできる場合で掲載の手段、方法が相当であるときを除き、削除可能（著名人等はパブリシティ権にも配慮）	最高裁 H17.11.10他
私事性的画像記録	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（2014年法律第126号）によりプロバイダ責任制限法の特例が設けられた。	上記の撮影された写真の公表に不快感・精神的苦痛を感じると思われる場合に該当し、原則削除	一般私人に同じ	なし
犯罪事実	犯罪報道に言及することは権利侵害ではないが、犯罪後長期間を経過し、刑の執行も終わったときは、犯罪事実を蒸し返すことは権利侵害となりうる。	一般的な基準は困難	一般私人よりは削除可能とされる範囲は小さい。	最高裁 H6.2.8他
少年事件	少年法61条（実名推知記事の禁止）にいう実名推知記事に該当する場合には、少年法61条違反となり、同時に権利侵害が肯定されうる。	一般的な基準は困難	一般的な基準は困難	最高裁 H15.3.14他

（注）裁判例はインターネット以外の一般メディア等の事案

3. ガイドラインの照会手続（プロバイダ責任制限法3条2項2号）に関する記述の概要

手続	留意点
本人確認	<p>送信防止措置の申出者が「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」又はその代理人であることを確認しなければならないため、例えば、次の手順で本人確認をする。</p> <p>ア) 書面による場合 3ヶ月以内の印鑑登録証明書を添付のうえ、登録印鑑（いわゆる実印）で押印したものを受領する。</p> <p>イ) 電子メールによる場合 公的な電子証明書により本人が発信したメールであることが証明できる電子署名が付されていることを確認する。</p> <p>ウ) 代理人がある場合 ア) 又はイ) のほかに代理人への委任状を添付してもらう。</p> <p>なお、確実に本人確認ができる場合は上記のとおりであるが、他に慣習的に用いられる本人確認手段（旅券、運転免許証その他の身分証明書の写し等）で確認をとるなど、プロバイダ等の責任において妥当と考えられる本人確認手段を採用する。</p>
侵害情報等の特定	<p>照会手続を開始するには、申立者本人またはその代理人から侵害情報等の通知を受けることが必要である。プロバイダ等は、これらの侵害情報等を発信者に伝えて、送信防止措置を講じるか否かを照会する必要があるため、侵害情報等が特定できない場合、プロバイダ等は、通報者に確認する必要がある。不明確な点などを質しても、侵害情報等が十分に特定されない場合、申立者の主張におよそ理由が認められない場合、またはそもそも当該侵害情報が自己の管理下でない場合等には、プロバイダ等は、照会手続を開始することができないことを遅滞なく申立者に知らせることが望ましい。</p>
照会手続	<p>上記の手順により申立者の本人確認（代理人による場合は委任関係の確認を含む）ができ、侵害情報等が特定され、照会可能となった場合において、発信者への照会手続は、申立者からの送信防止措置の要請を受けた後、遅滞なく行うことが望ましい。</p> <p>照会手続は、参考書式により行い、当該照会が発信者に到達した日の翌日から起算して7日以内（例えば3月1日に発送した場合、同一市町村内であれば2日に到着するとして、3月9日まで）に発信者からの反論があるかどうかを確認する。なお、照会文書の到達日を確認するには、簡易書留等の確認手段を用いることが確実である。</p>

（注）私事性的画像記録等被害防止法4条においてプロバイダ責任制限法の特例（同意照会期間を7日以内から2日以内にする
こと及び被害者（撮影対象者）が死亡した場合は遺族からの申出が可能であること。）が規定されており、同特例に係る
手続についてもガイドラインに規定している。

4. ガイドライン等を巡る議論

議論のテーマ	現状	プロバイダ等としての考え方
有害情報の送信防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害情報のうち公序良俗に反する情報への対応については、違法情報等対応連絡会（注1）が「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を策定している。同条項には公序良俗に反する情報が列挙され、それらの情報に対する対応が記載されており（注2）、プロバイダ等において対応している。 ・ 青少年にとって有害な情報については、フィルタリングサービスにより対応されている。また、形式的な基準に基づくフィルタリングによる弊害を防止するための措置として、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）による認定が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害情報のうち青少年など特定の者へのみ有害な情報への対応については、何が有害情報といえるかは、情報の受け手によって異なるため、フィルタリングが有効な方法ではないか。
プライバシーの侵害に係る情報の送信防止措置等の作為義務の明確化	<p>作為義務が生じる場合（法3条1項各号）を類型化して一定の基準を記載したガイドラインを作成。2011年9月には裁判例の別冊も添付した。</p>	<p>プロバイダ等が自主的な送信防止措置を行ううえで、ガイドラインは有益と考えられる。自主的な送信防止措置を行わないプロバイダ等に対しては、被害者の救済を図るために訴訟を提起する方法がある。</p>
米国DMCA流のノーティス・アンド・テイクダウン（注3）	<p>違法性阻却事由の有無などの実質的要件の判断を行うため、一定の基準を記載したガイドラインを作成。2011年9月には裁判例の別冊も添付した。</p> <p>（著作権・商標権の侵害については、信頼性確認団体からの通知に基づく対応が行われており、名誉毀損・プライバシー侵害関係では、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する対応が近い。）</p>	<p>侵害情報の申出が形式的に一定の要件を満たすだけで情報を削除することには、名誉毀損等も含む幅広い権利侵害を想定したプロバイダ責任制限法に基づく対応としては、「表現の自由」への懸念の観点から躊躇を覚える。実際、「表現の自由」への懸念なしに削除する形式的要件の整備は困難ではないか。</p>

（注1）（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）日本インターネットプロバイダー協会、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（注2）プライバシー等を侵害する行為や侵害するおそれのある行為等を禁止事項として定め、これに反する場合には削除等の措置を講じる場合があること等を規定している。

（注3）ノーティス・アンド・テイクダウンとは、著作権侵害を主張する者からの形式的要件を備える通知により、プロバイダ等が、著作権侵害か否かの実体的判断を経ずに、当該著作物の削除等の措置等を行うことにより、その情報に係る責任を負わないこととするもの。

5. 今後の課題

- 違法・有害情報相談センター等の相談事例及び最新の裁判例などを踏まえ、更にガイドラインを充実させたい。

(参照) プロバイダ責任制限法 関連情報Webサイト <http://www.isplaw.jp/>